

京都市告示第235号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成23年8月22日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

廃止した道路

I・小・13号淀八幡荘線

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

伏見区向島又兵衛，淀池上町，淀下津町，淀新町及び淀美豆町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)